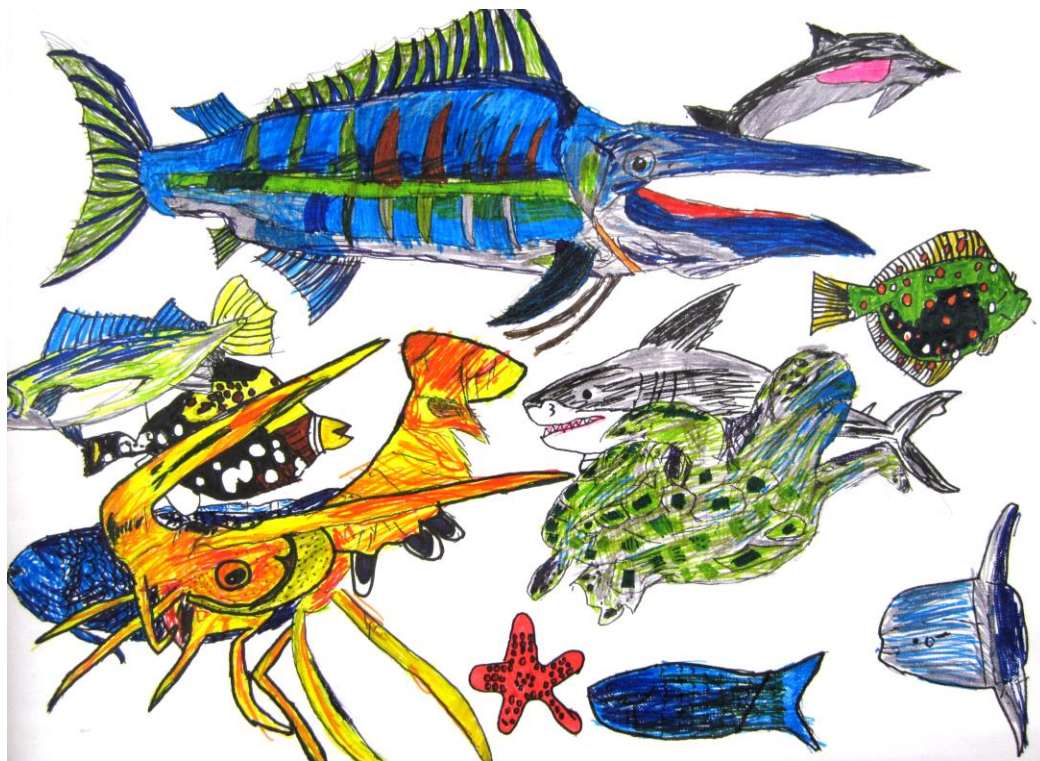


ねん がつ
おお なかま い ま か みらい そうぞう
多くの仲間とともに現在を変え未来を創造するために 2013年3月

KSKQ ファースト・ラン NO.85



『海の生きもの』

近藤 光氏

スタッフリレーコラム～こんなメンバーであんじょうやってます～

『人の手によるもの』

『農道整備』昨年夏、私達はこのことを聞かされた。友人と自宅近くで借りている山の麓の畑。その畑の側の畦道を、アスファルトで埋め尽くし農道にするとのこと。そこには大木が聳え立ち、草が生え、小さなスマイルも咲いている。歩きにくく凸凹した道が魅力だった。長靴の底に石ころが詰まって歩きにくい。それもよかった。綺麗なアスファルトの農道はどうしても違和感がある。私達は愕然とし、トラックが行き交うのと同時に、畑から遠退いてしまった。人は自然を求めて山に行き、その雄大さに癒され感動する。便利な生活のために、自然を壊すこともできる。

でも、悪い事ばかりでは無いのかも知れない。車椅子の友人やベビーカーの赤ちゃんも、気軽に散歩できるようになった。こんなふうを考えよう。人の手により姿は変わってしまったが、また私達の手によって、ここから多くの実りを作り出したい。

春になりこれから畑は忙しくなる。もう農道の完成は間近。(森 香織)

かいせい しょうがいしゃきほんほう まな 改正 障害者基本法を学ぶ！

～ ライフタイムミント^{がくしゅうかい}学習会 ～

1 月 2 5 日 (金)、みのおライフプラザ 2 階の大会議室にて、当法人の相談支援部門である
ライフタイムミント主催で学習会、「改正 障害者基本法を学ぶ！」を開催しました。何人く
らいの方が来て下さるか、不安な気持ちで迎えた当日でした。しかし受付を始めると関係
団体の方々に加え、「広報を見て来ました」と、一般市民の方が大勢参加してくださいました。

講師・尾上浩二さんは、D P I (障害者インターナショナル) 日本会議の事務局 長を務め
ておられます。D P I は、1981 年・国際障害者年を機に、自らの声をもって活動する障害



当事者団体として設立されました。D P I 日本会議は、
2007 年 3 月に認定 NPO 法人となり、2012 年 4 月現在、
身体障害・知的障害・精神障害・難病などの障害種別
を超えた 88 団体が加盟しています。

ご挨拶の後、D P I からご用意いただいた「障害者
制度改革～その概要と課題」という資料に添ってのお
話が始まりました。

2006 年の国連総会で採択された障害者権利条約を
受けて、現在 5 年間の障害者制度改革が進んでいます。改革の主な理念は「障害の社会モデル」
「差別禁止」とともに助け合って生きていこうという理念の「インクルージョン」の 3 点で
す。その第 1 歩として、まず 2011 年に障害者基本法の抜本改正が行われました。昭和 45 年に
制定された障害者基本法は、いわば障害者分野の憲法ともいえる法律です。その第 1 条に「全
ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い
ながら共生することができる社会を実現する」と目的が定義されています。

第 2 条では障害者が定義されています。2006 年、障害者自立支援法により、身体・知的・
精神の三障害の一元化が図られました。しかし、ここに制度の谷間が存在します。包括的に、
漏れの無いよう、その谷間をなくしていくことが今後の課題となっています。また、「社会モ
デル」の視点で、個人の機能障害だけではなく社会との関係で生じる生きづらさに着目し、
社会的障壁を取り除いていくことも大きな課題とされています。

また、先の東日本大震災では、地域によっては健康者に比べ障害のある人の死亡は 3~4 倍に上ったと言われています。障害者が地域社会において安全かつ安心して生活を営むことができるように、その障害の状態や生活の実態に応じて、防災および防犯に関して必要な施策を講じる点も 2011 年の改正において第 26 条に加筆されました。



さて、障害者基本法改正一環とした利用制度改革のため、障害者制度改革推進本部は 2009 年に内閣総理大臣を本部長として立ち上げられました。これは「障害者制度改革」の総合的・集中的推進を図ることを目的とし、①障害者制度改革の推進に関する総合調整、②障害者制度改革推進計画の案の作成及び推進、③必要な法律案及び政令案の立案を行うこととされています。そして本部のもと、障害者制度推進会議が内閣府に設置されましたが、この会議の特徴として、25 名の委員のうち 15 名が障害当事者であることがあげられます。障害者の意見を反映し、障害者の制度改革の案に関し本部長に意見を述べるほか、障害者制度改革に関する事項について調査審議し本部長に意見を述べる役割を担っています。

この推進会議は、2010 年 1 月 12 日から 2012 年 3 月 12 日まで、38 回開催され、障害者基本法・差別禁止・虐待防止・自立支援法・雇用・教育・所得保障・情報・交通アクセス・医療・障害児など、権利条約に基づいて現行法制度と課題について議論されました。そして、2010 年 6 月に「障害者制度改革推進のための第一次意見」が採択され、これをもとに「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が閣議決定されました。障害者基本法改正はその第 1 歩ともいえるもので、モニタリング機関として障害者政策委員会も発足しています。

今後、障害者総合支援法の施行に伴い、障害者制度改革はさらに多くの検討課題が生まれることとされます。その中で私たちは、今後の目標として障害者の自立と完全参加を目指し、誰もが共に生きる「インクルーシブな社会」の実現に向け、障害当事者のエンパワメントを図りながら、障害者の権利擁護を行っていかねばなりません。

尾上さん、そしてご清聴いただいた市民の皆様、どうもありがとうございました。

(池間 圭子)

どうする? どうなる? ヘルパー人材難

障害者の自立生活にとって欠かせない存在であるヘルパー。しかし人材難が響き、安定した支援や、より良い支援のための体制づくりが困難となるケースが少なくありません。

業界に仲間入りしてからまだ日の浅い職員の観点から、障害者ヘルパーの業界がどのような状況にあるのか政府・ヘルパー・利用者・事業所の四者それぞれの視点で考えてみました。すると人材難の根底に、この国で障害者の社会進出がまだまだできていない現実が見えてきました。政府の働きかけはもとより、事業所・障害者・ヘルパーが一丸となって協力するのが必要不可欠なのではないかと思うに至ったのです。

はじめに～人手がたりない！という実感～

私がこの通信を発行している事業所、箕面市障害者の生活と労働推進協議会（以下、当法人）に勤め始めてから、早いもので2年目になりました。介護現場に入る前は「自分が介護業界に入って通用するのだろうか」と不安も大きかったのですが、拙いなりに少しずつ日々の業務にも慣れてきたようです。

仕事の日々を過ごす中で、「何となく知ってたけれども、慢性的に人材不足な業界なんだなあ」と感じる時が多くなりました。「色んな生活サイクルで過ごされている方々に対して、うまく時間帯に合わせられるヘルパーを確保しきれない」とも言えます。「人材不足な業界だと何となく知っていた」というのはメディアで「介護現場の人材難が深刻」というように報道されているのを何度か見掛けることがあったからです。記事の中には「政府による介護従事者の待遇改善が望まれる」といった文句が書いてあるのがお決まりだった気がします。

1つ目の視点～政府：厚生労働省が資格制度を変更～

「人材難が深刻であれば、人材の流入を促しましょう」ということで、処遇改善が進められました。その一環として国から事業所へ支払われる介護給付費に上乗せする格好で加算金がつくことになったものの、まだまだ低水準のようです。介護業界の国内最大手のニチイ学館ですら平均年収は294万円、平均年齢が42.6歳（2012年3月期。東洋経済新報社：業界地図より抜粋）で、他業種の一般的なサラリーマンの水準と比べても、とても厳しい状況で

す。若い方が正社員を目指したとすれば、基本的な給与も小さくなってしまいますので、安定的でそれなりの給与の仕事を求める方であれば敬遠してしまうかもしれません。事業所の平均年齢も自然と上がり、新しい人材の流入が滞りがちになるのではないのでしょうか。

ところが、そんな状況にも関わらず、厚生労働省が資格制度の変更を決定しました。ヘルパー1級・2級が別の新しい資格に置き換わる、というものです。

(注：従来の資格自体はなくならないため、現有資格者の方は今後も現場で実働可能です。)
介護福祉士の資格取得に向けてキャリアアップを促すための変更で、「資格を取得することで段階的に知識や技術の修得ができるシステムをつくり、生涯働きたいと思えるように整備する」というのが趣旨のようです。

制度の変更によって、従来と今後で、資格を取得する要件に変化が生じました。「ホームヘルパー2級」は「初任者研修」というものに置き換わり、研修時間の合計130時間は据え置きとなりますが、3点、大きく変わる部分があります。

1. 介護技術演習42時間を75時間に拡充する
2. 実地での30時間の実習を廃止する
3. 演習前と全科目終了後に理解度を確保するための筆記試験がある

1つ目の演習時間が拡充されることは好ましいことに思います。でも、2つ目の実地実習がなくなることに関しては、現場のイメージをつかむのに有意義なものが廃止されてしまうこととなります。3つ目に関しても、難易度はそれほど高くないという話を耳にはするものの、試験が実施されることによって、修了の敷居が高いイメージをもったり、敬遠してしまう方が増えるのではないかと想像しています。「ヘルパー人口を増やすために効果がある変更なのか」という観点だと、そのようには思えませんし、改悪のような気がします。

2つ目の視点～ヘルパー：様々な要素が出会いを少なくしている～

ここまでの話は、高齢者を対象としたヘルパーも含めた、介護業界全体についてのことでした。障害者や障害者支援事業所が新しいヘルパーを迎えようと考えた時には、先述した資格取得の要件をクリアして初任者研修を修了した人々から、高齢者支援ではなく、障害者支援に進路を選ぶ人材を見つけてこなければなりません。

【障害者を支援する仕事に対する認知】

私がヘルパー2級の講座を受けていた時、同じ受講生の方のほぼ9割が、高齢者支援のた

めに来られた方でした。私だけが感じた印象ではなく、修了された他の方から聞いてみて
も「ほとんど全員が高齢者介護の現場を希望していた」というのでほぼ一致していました。
ヘルパー資格を取得しても、障害者支援の現場に人材が流れないのは、そもそも「障害者支援
の業界のことを知らないから、やるのを考えてみるという発想に行き着かない」ということ
が背景にあるのではないのでしょうか。率直に「障害者支援という仕事の認知度がとても低い」
という事実があるのだということだと思われます。

よくよく思い返してみれば、私が当法人の求人に応募した時は、「地元でめずらしい仕事が
募集されているな～」という印象をもった記憶があります。この「めずらしい」、という感覚
も、この業界の認知度が低いことを如実に示しているような気がするのです。新聞でも「今後、
高齢化が進むにつれ介護の仕事はどんどん増えていく」というような事は書かれていますが、
高齢者介護のことばかりで、障害者支援に関して言及される機会はずっと少ないように記憶
しています。日本で障害者の方々が、未だにマイノリティ（社会的な少数派）とみなされが
ちであるという表れなのかもしれません。

この業界に人を流入させるには、もっと世間の人々に「障害者は日々をこうやって生きている」、「障害者の日常活動を支援するヘルパーという仕事がある」というのを知ってもらい、障害者ヘルパーをメジャーな仕事にしていく必要があるのでしょう。

人は誰しも年をとりますし、「家族が高齢で介護をしている」という方も多数いらっしゃいます。高齢者介護の方が圧倒的にイメージしやすい、ということは確かにあると思うのです。

しかし、健康者が何かの出来事をきっかけに、身体障害者や精神障害者になることも、いくらでもあります。「自分に関係があること」なのには変わりはないはずです。より世間の人々が想像できるよう、継続的に働きかけていかなければなりません。

【若い^{わか}人^{ひと}たちに興^{きょう}味^みを持^もってもら^もうには？】

学生などの若手ヘルパーがなかなか現れない、というのも深刻な問題です。ですが若者に
 関しても「興味が持てないから」というより、「興味を持つ機会に出くわしていないから」と
 いう理由の方が原因として大きいのではないのでしょうか。私自身、学生時代に「こういうバ
 イトがある」と教えてもらってれば、当時やっていたかもしれないと思う時があります。
 最近はお金だけではなく、「自分に合った仕事は何なのか」を考える若い人が増えている、
 とギリギリ 20台後半の私も肌で感じる時があるので、ちゃんとこの仕事を知ってもらえれば、
 きっと多くの出会いがあるはずと思っています。しかし昨今、介護業界は「ブラック業界」

と言われることも多いのも事実です。一緒くたにされたイメージが先行し、現場が知られないまま敬遠されている可能性があります。とても悲しいことです。「やりがいのある仕事を探したい」という人だと、なおのこと先入観で介護業界を避けている可能性もあるのではないかと思います。

【資格が必要なことも大きな障壁】

資格を取らなければ仕事を始められない、ということは、とても大変なことでしょう。身体障害者の支援ができるようになる「重度訪問介護従業者養成研修」であれば、1 万円台で修了が可能です。それでも高額なものには違いありません。ヘルパー2 級相当以上の資格であれば、もっと高額のお金が必要です。やったことのない仕事で、「自分ができるか、続けられるのか」分からない状態で、「よし、資格を取ろう」という考えに至る方はそれこそ稀でしょう。友人や家族で現場に入っている人がいて、話を聞いて「自分でもやってみたい」と思ったりして、資格取得を目指す方が多いのではないのでしょうか。もともと介護業界に興味がある方や、専門学校生なら別かもしれませんが、何もないところから突然資格をとろうと考えられる方は少ないはずです。

昔は資格がなくても従事できる頃があったと、先輩職員から聞くのですが、間口の広さのことだけを考えれば、その頃の方が良かったなと感じたりもします。支援の安全性ですとか、支援の質・水準を向上させるために資格制度の整備が必要になったのだろうと想像はできるのですが…。今回の制度変更も、介護業界の人々のモチベーションを上げるための施策と言われているようですが、全く真逆の結果となり、現在の苦しい状況を助長することになってしまえば本末転倒です。資格取得希望者に対し、何らかの方法で補助金を出してくれた方がずっとマシなのではないか？と思わざるを得ません。

3 つ目の視点～利用者：導入に協力するのも大変～

利用される方々がどうお考えになるかも、可能な限り想像してみました。

障害当事者の方々にとっては、日々の生活が懸かっているわけですから、出動できるヘルパーがいないことは最も避けたい事態のはずです。また、ヘルパーが確保出来たとしても、人同士の相性もありますから、ご自身が理想とする支援体制を得ることは並大抵のことではないでしょう。その日その時の生活に適したヘルパーに支援を依頼できる状態を作ろうと思えば、色々なヘルパーに現場を知ってもらう必要が生じます。しかし、支援者であり他人で

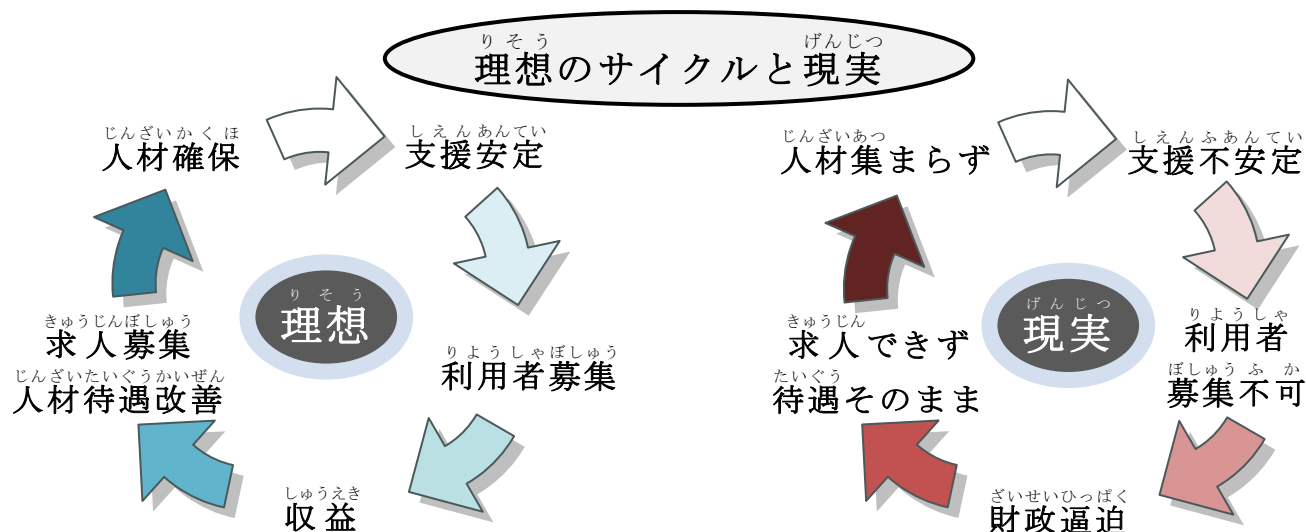
もあるヘルパーの導入を進めていくのにも、体力と根気が必要になることでしょう。日頃の支援体制がまず安定していなければ、新しいヘルパーを招く心の余裕がない方もいらっしゃるかもしれません。

障害者支援のヘルパーに興味をもつ人を増やすために、市や国、メディアに露出を増やすように働きかけをする必要があると思います。利用される方々からも行政に「もっとヘルパーが増えるように動いてくれ！」と今より更に、声を大にして言って頂く必要があるのかもしれません。とは言え、障害者の更なる社会進出は一朝一夕に成せることではないでしょう。これまでもそうだったように、とてつもない長期戦になることが予想されます。

4 つ目の視点～事業所：財政的に厳しいし、それぞれの事情もある～

当法人に限らず、他の事業所も求人には大変な苦勞をしているようです。求人活動にも高額なお金が必要になりますし、前述の通り、平均給与も少ないような状況ですから、財政的に逼迫している事業所も多そうです。

また、当法人のように同性介護を原則としている場合、男性と女性の働き方の違いも関わってきます。主婦として日中、家庭を切り盛りされている方も多い女性の場合、家事や育児の関係上まとまった時間が取れないという事情はどうしても生じます。これは仕方のない事ですし、事業所としてもご家庭が大変なのに無理に出動してもらわなければならないわけにもいきません。そういった状況の中で支援体制を安定させるためには、色々な時間帯ごとに出動できる、色々なライフサイクルのヘルパーを多く受け入れる必要があります。また、多くのヘルパーと出会えば、安定した支援体制が敷けるようになり、支援を必要としている新たな利用者の方々をお迎えすることもできるようになります。収益性も改善され、事業所の財務基盤が強化されることで、各利用者の方々の支援体制をより安定させることができます。しかし、多く募るにしても、やはり人材難が響いて人が集まらないのです。悪循環になっています…。



まとめ：では、どうするのか

状況を考えると、つい悲観的になってしまいそうになりますが、決して悪いことばかりではないと考えています。まだこの業界をご存じでないだけの、潜在的なヘルパー候補の方々がどこかに必ずいると考えているからです。私が人材不足の主な原因と考えているのは、「障害者支援がメジャーな仕事として知られていないこと」です。しかし、知ってもらえれば、必ず業界に飛び込んでくれる方が増えるはずで、人の生活を支える大変な仕事なのは事実ですが、やり甲斐もあり、楽しい仕事なのもまた事実です。実際に飛び込んでみないと分からないことが沢山あると思います。間口を広げるために、コツコツと地道に宣伝活動をして、どんどん表に出て行く必要があるのではないかと思います。

もちろん、当法人でも過去から現在まで手をこまねいていたわけではありません。しかし、チラシ配りやポスター貼りなどの継続的な求人活動を行ったにも関わらず、大きな成果は出ていませんでした。事業所の自己努力のみでは限界点が見え始めていると思います。

事業所が一方的に発信する情報だけでは、どんな人達が・どんな事をしている・どんな仕事なのか、という「仕事の顔」や「イメージ」が、世間の方々に見え辛い側面もあるのではないかと思います。これからは事業所と繋がりのある方々も巻き込み、協力しながら人員確保に走っていく段階なのかもしれません。

利用者の方や、今働いてくださっているヘルパーさんから、ご知人へ口コミ・宣伝して頂くのは何よりのお力添えでしょうし、皆さんや私たち事業所の職員が実際に現場でエネルギーに活動している様子を、写真に撮ってチラシにしたり、インターネットで発信していく、というようなことも効果的ではないかと考えています。動画サイトで身体介護の解説をやるのも、「どんな仕事なのか」というのを知ってもらうには良いかもしれません。色々な



手段を使っていきたいところです。

当法人も例にもれず財政的に苦しいところではあるものの、経費削減に努め、2013年度からヘルパーの福利厚生を強化しました。今後も前向きに試行錯誤していきます。(坊野 一乗)

ヘルパー募集!

人とつながる・支え合う・自分だけのやりがいを見つけてみませんか?

当法人では、箕面市在住の障害者の生活をサポートして下さるヘルパーさんを募集しています。
週 1 h から週 6 日まで、自分のライフスタイルに合わせた柔軟な勤務が可能です。



庄川由美さん

祖母の在宅介護をきっかけにこのお仕事に就きました。
私の関わっている障害のある方は皆さん個性的で、
経験豊富な人生の先輩です。教えられることも多いです。
皆さんの笑顔が見られた時、この仕事をしていて良かった！
って思います。決してお金では買うことのできない多くの感動と経験。
ヘルパーって「自分も成長させていただける」ととても有意義なお仕事です。



清山陽一さん

最初は経験がなく、障害のある方を前にどう接すればよいか、
どんな顔をすればよいか、と戸惑うこともありましたが、
でも、ご本人さんが笑いかけられることでスーッと入っていきまし、
一緒に外出していると見知らぬ人達の優しさに触れる機会も多いです。
人の気持ちになれるという優しさと強さが必要な仕事かと思いますが、
あまり堅くならず 1 日 1 日を楽しく! という気持ちでやっています。



【仕事内容】

障害をお持ちで箕面市内にて生活されている方々の日常生活をサポートします。
食事・着替え・トイレ等々から買物・映画などの外出まで、地域での暮らしをサポートします。
「ただ行為を支援する」というものではなく、その人らしさを理解し、信頼関係を築き、
生活の一部に溶け込みます。「相手の立場に立って物事を考える」ことが重要になるお仕事です。

【勤務地】

箕面市内（直行直帰多し）

【勤務時間】

週 1 h～0K。8 時間を越える長時間勤務から宿泊を伴うものまで様々。

1 カ月単位でスケジュールを組んでいきます。

例) 10:00～12:00、16:00～22:00、18:00～翌朝など

週 1 回・月 1 回の方から週 4 週 5 の方まで、現在働いておられるヘルパーさんも様々です。

【給与】

時給制。1, 200 円～2, 100 円

※障害の類型・勤務時間帯により異なります。

【諸手当】

移動手当・通勤手当・年末年始手当・休業手当など

【資格】

ヘルパー 2 級以上

※資格取得支援制度あります。無資格でも興味のある方はご相談下さい。

※上記以外の資格保持者でも勤務できます。一度ご相談下さい。

（各種ガイド資格保持者・同行援護など）

【連絡先】

〒562-0001

大阪府箕面市箕面 4 丁目 8 番 30 号

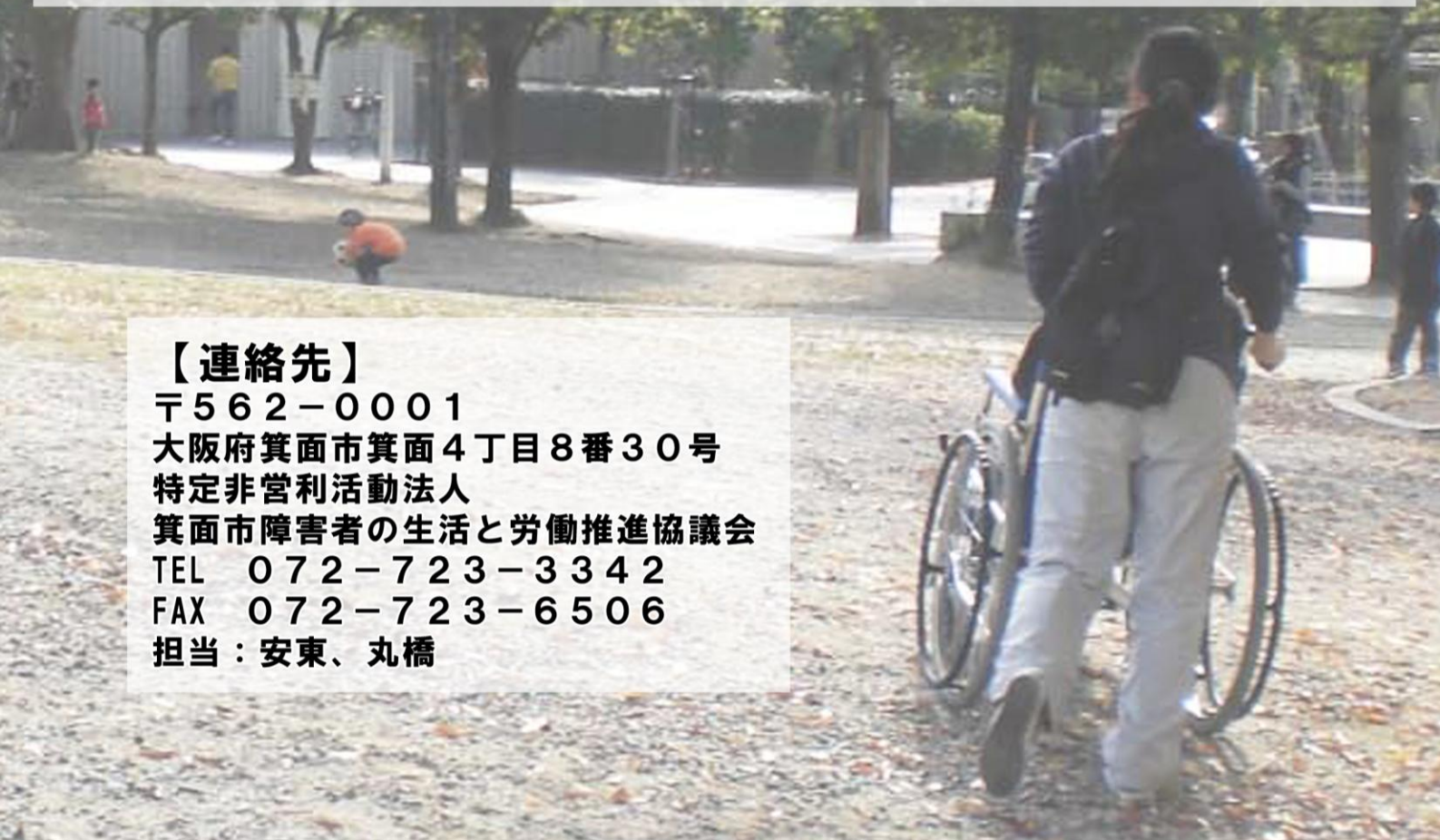
特定非営利活動法人

箕面市障害者の生活と労働推進協議会

TEL 072-723-3342

FAX 072-723-6506

担当：安東、丸橋





ものぐさの私が実際に試したり、見聞きし、「障害の有無を問わず、色んな人が使えて便利だな」と思った IT (Information Technology、情報技術のこと) をご紹介します。

【第三回】



Twitter - 利用編 -

今回は以前、第一回で取り上げました、Twitter の利用についてをご紹介します。

● 前回 (登録編) のおさらい ●

- Twitter ホームページ <http://twitter.com/> へアクセスする
- 名前やメールアドレス、パスワードなどを入力して利用登録する
- 送られてくる確認メールからログインし、利用をスタートする
- 興味のある人をフォローする (他人の投稿 = ツイート を自分のページで見られるよう登録する)

箕面市長や箕面市公認ゆるキャラの滝ノ道ゆずる君、その他著名人も多数 Twitter を利用しています。どんどんフォローしてみてください。障害者の方々も積極的に使われていて、かなりの普及具合が伺えます。フォローした人のツイートは Twitter のトップページの右側に表示され、上から下へ流れます。



Twitter のトップページ。左上に投稿スペースが。

● ツイートの仕方と楽しみ方 ●

「ツイートする」と書かれたボックスの中に、自分が発信したいことを書き込んで、「ツイート」と書かれたボタンを押せば、自分の発言が投稿されます。操作はそれだけです。

色んな人をフォローして眺めたり、ツイートをしていると、人から反応がもらえる時があります。同じような考えや趣味を持つ人達との出会いも、楽しいものです。面白そうなりとりをしている人達がいれば、そこに加わってツイートすることもできます。携帯やスマートフォンやタブレットなどのモバイル端末からつぶやくこともできます。

●用語集●

Twitter^{ツイッター}上でよく使われている用語^{ようご}がありますので、その一部を説明します。

フォロワー…自分^{じぶん}をフォロー^{フォロー}してくれている人^{ひと}のこと。

D M…ダイレクトメッセージ^{りやく}の略^{りやく}です。ツイートとは違い、送^{おく}る人^{ひと}と送^{おく}られる人^{ひと}同士^{ひとどうし}で個別^{こべつ}にやりとりをする連絡メール^{れんらく}のようなものです。(世間一般^{せけんいつぱん}には公開^{こうかい}されません)

リムーブ…フォロー^{フォロー}を解除^{かいじょ}すること。アンフォロー^いとも言います。フォロー^{フォロー}を解除^{かいじょ}しても相手^{あいて}の方^{かた}には知られ^しませんので、気軽^{きがる}にやっ^{だいじょうぶ}て大丈夫^{じぶん}です。自分^{じぶん}のフォロワー^{フォロワー}にリムーブ^{リムーブ}をされた場合^{ばあい}も、自分^{じぶん}には告知^{こくち}されません。またフォロー^{フォロー}しな^{かんたん}おすこともワンクリック^{ワンクリック}で簡単にできますので、気^きにする必要^{ひつよう}はありません。

リツイート…R T^{あーていー}と略^{りやく}されることも。他人^{たにん}のツイート^{ツイート}を引用^{いんよう}してツイート^{ツイート}すること。誰^{だれ}かが役^{やく}に立つ情報^{じょうほう}を発言^{はつげん}したり、思^{おも}わず他^{ほか}の人^{ひと}にも教^{おし}えたくなる面白^{おもしろ}い事^{こと}をツイート^{ツイート}した時^{とき}などに、自分^{じぶん}のフォロワー^{フォロワー}に引用^{いんよう}して紹介^{しょうかい}することができます。Twitter^{ツイッター}やインターネット^{インターネット}上で何^{なん}らかのブーム^{はっせい}が発生^{はっせい}する場合^{ばあい}、大量^{たいりょう}のリツイート^{リツイート}がきっかけ^{おお}になることも多いです。

Twitter^{ツイッター}が面白^{おもしろ}いのは、フォロー^{フォロー}もリムーブ^{リムーブ}も、リツイート^{リツイート}も自由^{じゆう}だということです。フォロー^{フォロー}するときに挨拶^{あいさつ}もいりませんし、つぶやく事^{こと}がなければつぶやかずに、見^みているだけの使^{つか}い方^{かた}でもいい、という手軽^{てがる}さがウリです。最初^{さいしよ}は色々^{いろいろ}な方^{かた}をフォロー^{フォロー}してみましょう。ツイート^{ツイート}がたくさん表示^{ひょうじ}されるようになります。そのうち自分^{じぶん}と趣味^{しゅみ}が合^あう人^{ひと}や、欲^ほしい情報^{じょうほう}を発信^{はっしん}してくれる人^{ひと}を積極^{せっきよくてき}的にフォロー^{フォロー}、趣味^{しゅみ}の違^{ちが}う方^{かた}はリムーブ^{リムーブ}、…と、繰^くり返^{かえ}していくことで、どんどんTwitter^{ツイッター}が自分^{じぶん}に合^あう内容^{ないよう}に変わ^かっていくことになります。

●それでも面白^{おもしろ}さが分^わからない時^{とき}は●

Twitter^{ツイッター}を使^{つか}ってはみたけれど、イマイチ良^よさが分^わからない、という方^{かた}は、ツイートのまとめ^{まとめ}が見^みられるホームページ^{ホームページ}、Togetter^{とうぎゃったー}を觀^みてみましょう。インターネット^{インターネット}上で話題^{じょう}になったツイートのまとめ^{まとめ}が紹介^{しょうかい}されています。アドレスは <http://togetter.com/> です。

●おわりに●

駆け足^か趣味^{あしぎみ}な説明^{せつめい}でしたが、いかがでしたか。百聞^{ひやくぶん}は一見^{いつけん}にしかず、まずは使^{つか}ってみてください。「使^{つか}って覚え^{おぼ}えやすい」つくりになっています。触^{さわ}ってみれば、想像^{そうぞう}するよりもずっと、簡単^{かんたん}に感^{かん}じられると思^{おも}います。(坊野^{ぼうの} 一乗^{いちじょう})

◎ 当法人のご案内 ◎

当法人では電話・FAX・Email・H P・来所・訪問等様々な方法で相談・支援を受け付けています。



【編集後記】～通信編集担当者たちのつぶやき～

- ・2月17日にベビーちゃん(長女)が生まれました！いろいろがんばります。(職員B)
- ・今春の花粉飛散数は昨年の3～7倍だそうです。鼻水流しながら頑張ります！(職員K)
- ・もうすぐ春ですね～♪花粉症でない私には大好きな季節で・・・とりあえず日帰りバスツアー計画中の職員K,Kでした(^_^)
- ・静かにしていると 重なる葉もハトの行進もサザンカも見ちがえるほど美しい(もみてん)

編集／特定非営利活動法人 箕面市障害者の生活と労働推進協議会

〒562-0001 大阪府箕面市箕面4丁目8番30号 電話072-723-3342 FAX072-723-6506
E-mail:JDW07270@nifty.com 郵便振替00990-4-116066

発行人／関西障害者定期刊行物協会 大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル 4階

一九九一年九月三日 第三種郵便物認可 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日) 発行 定価百円